

第 I 章 面積調査の概要

「全国都道府県市区町村別面積調」（以下「面積調」という）は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 12 条の基本測量長期計画に基づき、平成 19 年 10 月 1 日時点のわが国の面積をとりまとめたものである。

1. 面積調査の方法

「面積調」における基本単位は、市区町村別として、都道府県及び全国の面積は、市区町村別面積を集計したものである。

なお、基本となる市区町村の面積は、以下(1)により測定された昭和 63 年 10 月 1 日時点の市区町村別面積に、以下(2)によりそれ以降の変化を加減して算定したものである。

(1) 昭和 63 年面積

昭和 63 年 10 月 1 日時点の面積は、同日時点の国土地理院発行 2 万 5 千分 1 地形図（以下「地形図」という）に表示されていた海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に計測したものである。

なお、地形図における海岸線は、満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めている。海岸線と行政界が接合しない河川の河口周辺は、海岸線の自然な形状に従って河口両岸の先端を直線で結んで陸海の境とした。

面積の計測は、ディジタイザ（座標測定機）を使用し、地形図毎に基準面積（回転楕円体上の面積）への調整を行った。

なお、測定値の較差の許容範囲は、 $0.006\sqrt{s}$ 未満（ s は 2 回測定の平均値）とし、地形図に含まれる各市区町村の測定値の合計（海部を含む）と地形図全体の測定面積との差を 1/1,000 未満とした。

ただし、次の地域については、以下によった。

- ・色丹島（色丹村）、国後島（泊村・留夜別村）及び択捉島（留別村・紗那村・薬取村）の面積は、昭和 10 年「全国市町村別面積調」（内閣統計局）による。
- ・歯舞諸島（根室市）の面積は、昭和 10 年「全国市町村別面積調」（内閣統計局）の面積から昭和 30 年「国勢調査報告第 1 巻」（総理府統計局）における旧歯舞村の一部の面積を減じて算出した。
- ・竹島（島根県隠岐郡隠岐の島町）の面積 0.23 km^2 は、国有財産台帳による。

測定に使用した地形図が昭和 63 年 10 月 1 日以前に刊行され、同日までに市区町村の境界等の移動及び埋立等があったものについては、以下により面積値を算出した。

① 市区町村の境界変更

官報に告示された市区町村の境界変更については、関係市区町村の増減面積を関係都道府県に確認し、加減算した。

② 新たに生じた土地

都道府県公報等に告示された公有水面埋立等による「新たに生じた土地」の面積については、関係地方自治体にその位置を確認し、計測した面積に含まれていないものを加算した。

以上の昭和 63 年面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院技術資料 E・2-No. 33, 1989) にとりまとめ、平成元年 11 月 10 日に公表(平成元年 11 月 10 日付建設大臣公告:同日付官報第 233 号)した。

(2)平成元年以降の面積算定

平成元年以降の異動面積は、以下の事由について 1 年ごとに調査し、前年 10 月 1 日現在の市区町村面積に加減した。

①市区町村の廃置分合のうち、合併・編入及び指定都市の合区

市区町村の合併又は編入について、関係市区町村の面積を合算した。なお、東京都の特別区及び指定都市の行政区の合併・編入についてもこれに準じた(以下の各項目についても同様)。

②市区町村の廃置分合のうち、分割・分立・指定都市の区の設置及び分区

市区町村の分割・分立・指定都市の区の設置等により生じた新たな市区町村の面積については、関係市区町村の資料に基づき、地形図に移写した新たな行政界により計測した。

③市区町村境界の確定及び決定

未定であった市区町村の境界が確定又は決定された場合は、②の方法に準じて計測した。

④市区町村の境界変更

市区町村間に境界変更があった場合は、関係市区町村の増減面積を都道府県に確認のうえ関係市区町村の面積に加減した。

⑤新たに生じた土地

公有水面埋立等の「新たに生じた土地」については、関係地方自治体にその位置を確認のうえ、所属市区町村に加算した。

⑥行政界の画定及び修正

調査対象期間内に市区町村長から境界訂正の申請があったもの又は刊行された地形図の行政界が修正された場合(上記①～④は除く)は、当該地形図により②の方法に準じて計測した。

⑦地形図の改測

地形図が改測(新規に測量・作成)され、調査対象期間内に刊行された場合は、当該地形図の全域について②の方法に準じて再計測した。

⑧北方地域の面積(平成 4 年以降)

根室市の一部(歯舞諸島 99.94 km²)、色丹村(色丹島)、泊村・留夜別村(国後島)、留別村・紗那村・薬取村(択捉島)の平成 4 年以降の面積については、5 万分 1 地形図(平成 4 年 8 月 1 日発行)により計測したものである。

なお、市区町村の面積異動日は、上記①から④及び⑥は施行の日付、⑤は告示の日付、⑦は地形図発行の日付とした。

2. 面積の表示

面積の表示単位は、平方キロメートルとし、小数点以下第2位までとした。

市区町村間の行政界の一部が地形図上に表示されていない場合は、当該市区町村の面積欄に「境界未定」と記載し、別記Ⅰにより関係市区町村の合計面積を掲載するとともに、総務省自治行政局発行「全国市町村要覧」（平成19年版）に記載されている面積を参考値として*印を付し掲載した。

ただし、市部・支庁別町村部・郡部・及び郡の参考値は、同書掲載の当該市区町村の面積を集計したものである。

なお、平成19年は、面積値に異動があった市区町村については、それぞれの合計に合致するように参考値を調整した。

また、合計面積と境界未定表示の末尾には a, b, ..等の対照番号を記載し、各都道府県の境界未定等欄に説明文を付記した。

一方、過去1年間の異動については、第Ⅲ章の関係市区町村の増減面積欄に掲載し、摘要欄にその事由（用語の説明は別記Ⅱ）を記載するとともに、異動事項に(1), (2), ..等の対照番号を付した。

3. 湖沼・島面積の掲載

面積1 km²以上の湖沼・島の面積及びその所属市区町村別面積を第Ⅲ章末尾に掲載した。

湖沼・島面積は、「全国の湖沼面積調査」（国土地理院技術資料 E・2-No. 34, 1990）及び「全国の島面積調査」（国土地理院技術資料 E・2-No. 38, 1993）の面積値を基礎として、市区町村別面積の算定方法に準じて更新した。

4. 「全国地方公共団体コード」

都道府県名及び市区町村名の先頭に記載されている番号は、「全国地方公共団体コード」であり、総務省が「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（昭和45年行政管理庁告示第44号）として設定しているコードで、「日本工業規格」（JIS）になっているもの（その後の異動を修正したものを含む）である。

5. 付図「1:1,200,000 市区町村位置図」

付図は、市区町村の位置関係を示すためのものであり、市区町村界の未定部分等は示していない。

なお、図中の数字は「全国地方公共団体コード」（下3桁値）である。

別記Ⅰ 市区町村別面積表（第Ⅲ章）における「境界未定」の扱いとその掲載方法

- (1) 同一の政令指定都市内の区界または同一の郡（支庁）内の町村間に境界未定箇所がある場合は、その所属する市または郡（支庁）の末尾に、当該関係区または町村の合計面積を掲載した。
- (2) 隣接する市の間境界未定箇所がある場合は、市部の末尾に関係市を列記して合計面積を掲載した。
- (3) 郡にまたがって町村界に境界未定箇所がある場合は、市町村を列記した末尾に関係市町村の合計面積を掲載した。
なお、これらの面積は、関係する郡の面積には含めない。
- (4) 市部と郡部（支庁部）にまたがって市区町村界に境界未定箇所がある場合は、市部、及び郡部（支庁部）の次に関係市町村を列記して合計面積を掲載した。
なお、これらの面積は、関係する市部・郡部（支庁部）及び郡（支庁）の面積には含めない。
- (5) 市区町村の境界未定箇所が都県界の一部である場合は、関係都県の末尾に当該市区町村の合計面積を掲載した。
なお、これらの面積は、関係する都県・市部・郡部・郡の面積には含めない。
ただし、全国面積には含めた。
- (6) 湖沼または河川に境界未定箇所がある場合は、当該湖沼または河川の面積を掲載した。
- (7) 公有水面埋立等により新たに生じた土地または島嶼等でその土地の所属が未定の場合は、当該土地または島嶼等の面積を単独で掲載した。

なお、(6)及び(7)の掲載位置等は、(1)～(5)に準じた。

また、廃置分合による境界未定箇所変更の対比のため、上記掲載箇所について、一部順序を変えて記載している場合がある。

別記Ⅱ 市区町村別面積表（第Ⅲ章）における摘要欄の用語説明

(1) 廃置分合

- ①地方自治法第7条第1項の規定による総務省告示（市町村の廃置分合）。
- ②地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき設置される区等についての、当該市区の設置等に関する条例（行政区の設置）。
- ③指定都市の行政区の廃置分合に関する当該市条例（行政区の廃置分合）。

(2) 市制施行・町制施行

地方自治法第8条第3項の規定による総務省告示（村を町とする、又は町を市とする処分）。

(3) 名称変更

地方自治法第3条第3項の規定による総務省告示（市町村の名称変更）。

(4) 境界確定

地方自治法第9条第6項の規定による総務省告示（市町村の境界の確定）。

地方自治法第9条の2第1項の規定による総務省告示（市町村の境界の決定）。

(5) 境界画定

関係市区町村長からの申請に基づき、未定だった市区町村の境界が、調査対象期間内に刊行された地形図において、新たに画定・表示されたもの（上記(4)を除く）。

(6) 境界変更

地方自治法第7条第1項の規定による総務省告示（市町村の境界変更）。

(7) 境界修正

関係市区町村長からの申請又は刊行された地形図において、調査対象期間内に行政界の一部が修正されたもの（上記(6)を除く）。

(8) 埋立等

地方自治法第9条の5第1項の規定による都道府県告示（新たに生じた土地）。

なお、北海道・宮城県・新潟県・和歌山県・岡山県及び佐賀県の全域、並びに岩手県・福井県・愛知県・島根県・山口県・香川県・愛媛県・熊本県及び鹿児島県の一部については、同法第153条第2項の規定による市町村長の告示。

(9) 未所屬地編入

地方自治法第7条の2第1項の規定による総務省告示（未所屬地域を市町村の区域に編入する処分）。

(10) 地形図改測

新たな測量により作成された地形図が、当該調査対象期間内に刊行されたもの。

(11) 改正

都道府県告示等の告示内容が、後日改正されたもの。

(12) 訂正

以前に公表した内容を、今回訂正したもの。